

技 第 5 4 7 号
平成28年12月26日

隠岐支庁県土整備局長
土木部関係各課長
土木部各地方機関の長 } 様

技術管理課長

用地測量業務における土地調査書作成に係る積算について（通知）

島根県土木部が発注する用地測量業務（「建築工事」、「農業農村整備事業の建設工事」及び「森林整備工事」に関するものを除く）に係る土地調査書（様式第11号の2）の作成費用については、下記により積算して下さい。

なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

- 1 起案日が平成29年1月1日以降の発注業務の場合
平成28年12月26日付け用第405号「地積測量図作成委託要領の改正について」の地積測量図等作成委託要領により積上げ計上する。
当該費用に係る県単価については、平成29年1月1日の単価改定において設定する。
- 2 起案日が平成28年12月31日までの発注業務の場合
変更対応可能な業務について、受注者から見積徴収して積上げ計上する。



用 第 405 号
平成28年12月26日

隠岐支庁県土整備局長
土木部関係各課長
土木部各地方機関の長 } 様

用地対策課長

地積測量図作成委託要領の改正について（通知）

平成7年9月4日付け管発第462号で通知した「地積測量図作成委託要領」について、土地調査書作成業務を追加することに伴い平成29年1月1日から別添のとおり改正しますのでご承知おき下さい。

なお、このことに係る単価表については、技術管理課が別途定める予定です。

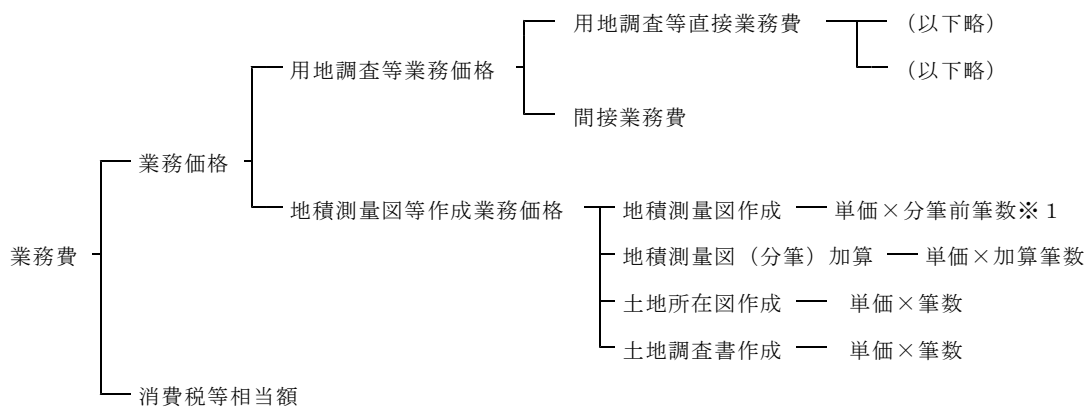
改正概要

- ・土地調査書作成業務の追加及び文言等の修正
- ・「消費税」を「消費税等」に修正

地積測量図等作成委託要領

- 1 地積測量図等作成業務の委託については、「地積測量図作成委託業務特記仕様書」によるものとする。ただし、土地調査書作成については「用地調査等業務共通仕様書」によるものとする。
- 2 委託設計額は、別途定める単価表を使用し積算する。
なお、業務費の構成は末尾に示すとおりとする。
- 3 業務委託料の支出科目は、測量試験費とする。
- 4 成果品の検収は登記嘱託員をとおして、監督職員が行う。
- 5 地積測量図等作成業務の委託は、原則として用地調査等業務に合わせて発注するものとする。
ただし、既に用地調査等業務が起工済のものについては、設計変更として取り扱うこと。
- 6 国庫補助事業であって、用地調査等業務が完了しており上記5により難しい場合は、事業主管課と協議の上対応すること。

(業務費の構成)



※1 (分筆後の土地2筆まで)